

カルタヘナ議定書と名古屋・クアラルンプール補足議定書の関係

生物多様性条約

(平成4年5月採択、平成5年12月発効/締約国:192カ国及びEU)

【目的】生物多様性の保全、生物多様性の構成要素の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分

カルタヘナ議定書

(平成12年1月採択、平成15年9月発効/締約国:161カ国及びEU)

【内容】遺伝子組換え生物の国境を越える移動が、生物多様性の保全及び持続可能な利用に悪影響を及ぼさないよう、遺伝子組換え生物の安全な移送、取扱い及び利用を確保するための措置を規定。

【予防原則に基づく影響の防止】

- 輸出入の通告、 ○リスク評価・管理の実施、
- 輸送の際の包装及び表示 等

名古屋・クアラルンプール補足議定書

(平成22年10月採択、未発効)

【内容】 遺伝子組換え生物の国境を越える移動により生じる損害(生物多様性の保全及び持続可能な利用への悪影響等)に対応するための措置を規定。

【損害発生後の対応】

- 管理者の特定、○LMOの回収、多様性の復元等の対応措置の決定、
- 対応措置の実施と管理者への要求、○金銭上の保証 等

A国

LMOの開発者、輸出者等



※LMO: 遺伝子組換え生物

B国の行政機関が管理者(輸入者、輸出者、開発者等)に対し対応措置を要求



B国

LMOの輸入者、輸送者等

生物多様性への損害が発生した場合